

事 務 連 絡  
平成26年7月2日

一般社団法人 全国ペット協会 御中

環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害について（注意喚起）

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、平成25年10月29日及び平成26年5月21日付けで連絡しておりますが、今般、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長より、別添のとおり、関係業界あてに再度、通知されましたので、ご参考までに送付します。

なお、当該事案に関連すると考えられるペットフードに起因する犬及び猫の健康被害の情報を飼い主等から得た場合は、当該地域を管轄する地方環境事務所等に情報をご提供くださいますようお願いいたします。

担当：澤栗

電話：03-3581-3351(内線)6656

写

26消安第1776号  
平成26年6月24日

一般社団法人ペットフード協会会長  
一般社団法人日本ペット用品工業会会長  
一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会会長

 殿農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課長

## 中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害（注意喚起）

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害に関しては、米国食品医薬品局が調査を継続中ですが、その原因はいまだ特定されていません。

本件に対する対応については、昨年10月及び本年5月にも注意喚起をお願いしたところですが、貴会におかれましては、中国産ジャーキー等を輸入する際には、下記について十分注意されるようお願いいたします。

あわせて、中国産ペットフードの安全性に関する情報、特に中国産ジャーキーの安全性に関する情報を入手した場合は、当課へ速やかに情報提供願います。

## 記

- 1 貴会の会員が中国において生産する製品及び中国から輸入する製品に関し、十分に安全管理された原料が使われていることを確認すること。
- 2 貴会の会員が中国から輸入する製品が、ペットフード安全法の基準・規格に合致していることを確認するとともに、当該製品が製造される工場で製造される他の製品に起因すると考えられる健康被害が起きていないことを併せて確認すること。
- 3 輸入した製品による健康被害を確認した場合は、当課へ速やかに連絡すること。